

議案第 8 3 号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係  
る事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の  
一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)の一部改正により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査に用いる誘導設計一次エネルギー消費量が新設されたことに伴い、建築物の床面積の算定に係る規定を改正するほか、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る事務手数料条例(令和2年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表備考2中「設計一次エネルギー消費量」の次に「(以下「設計一次エネルギー消費量」という。)」を加え、同条第4号の表備考1中「、認定等」の次に「の申請」を加え、「省令第4条第3項第2号の規定により」を削り、「設計一次エネルギー消費量を算出する」を「誘導設計一次エネルギー消費量(省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)」に共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない」に、「この条」を「この号及び第9号」に、「当該部分に係る住宅共用部分の床面積」を「当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)」に、「に係る部分の」を「に係る建築物の部分の」に改め、同条第12号の表備考1中「申請に係る」の次に「建築物の」を加え、「共同住宅等の共用部分を評価しない」を「共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を含まない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。)第1条第1項第1</p>	<p>(手数料の金額等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この条において「判定」という。)又は法第12条第2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定(以下この条において「変更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この条において同じ。)に係る建築物の評価方法(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この条において「消費性能基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号及び第3号において同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定若しくは変更の判定(以下この条において「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <p>表 省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積(増築(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となるものに限る。)又は改築(以下この項において「増築等」という。)の判定等にあつては、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条において「省令」という。)第1条第1項第1</p>

号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量(以下「設計一次エネルギー消費量」という。)及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3～5 省略

(2)・(3) 省略

(4) 法第 34 条第 1 項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 34 条第 1 項の認定若しくは法第 36 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であつて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ

号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。第 3 号の表において同じ。)の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。

3～5 省略

(2)・(3) 省略

(4) 法第 34 条第 1 項の規定による認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この条において同じ。)に法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項(以下この条において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。)又は法第 36 条第 1 項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が法第 35 条第 1 項各号に掲げる基準(以下この条において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号から第 11 号までにおいて同じ。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第 34 条第 1 項の認定若しくは法第 36 条第 1 項の変更の認定(以下「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合であつて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していないときに係るものに限る。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ

同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の誘導設計一次エネルギー消費量(省令第10条第1号ロに規定する誘導設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))に共用部分(省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)の誘導設計一次エネルギー消費量を含まない場合(以下この号及び第9号において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。)については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該住宅の用途に供する部分のうち共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2～4 省略

(5)～(11) 省略

(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等

同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第4条第3項第2号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。ただし、法第36条第1項の変更の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る建築物の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2～4 省略

(5)～(11) 省略

(12) 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

表 省略

備考

1 「床面積の合計」とは、認定の申請に係る部分の床面積(共同住宅等の共用部

又は複合建築物であって、当該建築物について住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を含まない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。

2～6 省略

(13) 省略

以下省略

分を評価しない場合又は住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認する場合については、当該認定に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)の合計をいう。

2～6 省略

(13) 省略

以下省略

